

〔 令和 8年 3月16日
土木担当部長 決定 〕

制定 平成19年10月31日

全部改正 令和 2年 3月31日

改正 令和 8年 3月16日

豊島区土木等請負工事成績評定基準実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は豊島区土木等請負工事成績評定基準(令和2年土木担当部長決定。以下「評定基準」という。)第5条に基づき、評定基準第3条第2項に定める総括監督員、主任監督員及び担当監督員が行う請負工事(評定基準第1条に規定する請負工事をいう。)に対する工事成績の評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(評定の実施)

第2条 総括監督員、主任監督員及び担当監督員は、請負工事ごとに、基本的な技術力と成果、技術力の発揮、創意工夫と熱意、社会的貢献及び法令遵守の各項目について、評定を行うものとする。

(主任監督員及び担当監督員の評定)

第3条 主任監督員及び担当監督員は、土木等工事成績評定表(第1号様式)及び工事成績評定項目別評定表(第2号様式の1から第2号様式の8まで、第3号様式から第6号様式まで)により評定を行うものとする。工事成績評定項目別評定表(第2号様式の1から第2号様式の8まで)は評定項目別運用表(別表)を用い評定を行う。

2 前項の工事成績評定項目別評定表(第2号様式の1から第2号様式の8まで)中「不備」の評定は、別途交付した改善指示書(第7号様式)により指示又は指導の結果に基づき行い、「減点評価(b)」の評定は、別途交付した改善命令書(第8号様式)による命令を行った事由の数により行うものとする。

3 主任監督員及び担当監督員は、第1項の評定の結果を総括監督員へ報告しなければならない。

(総括監督員の評定)

第4条 総括監督員は、前条第3項の報告を受けたときは、土木等工事成績評定表(第1号様式)及び工事成績評定項目別評定表(第2号様式の1から第2号様式の8まで、第3号様式から第6号様式まで)により主任監督員及び担当監督員の行った評定に基づき、総合的に評定を行うものとする。

(評定の結果)

第5条 前条による評定をもって、監督員が行う土木等請負工事成績評定の結果とする。

(修正事由)

第6条 総括監督員は、前条の評定結果について、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを修正することができる。

- 一 請負者に重大な法令違反等が判明した場合
- 二 工事目的物に請負者の故意又は重大な過失に基づく、隠れた「契約不適合」が判明した場合
- 三 評定の錯誤その他の理由により、評定の修正が必要であると認められる特段の事情がある場合

(修正方法等)

第7条 前条の修正は、修正事由を踏まえ第3条から第4条の規定に基づき再評定することにより行う。

(評定修正結果)

第8条 総括監督員は、前条により修正された結果を、土木等工事成績評定修正表(第9号様式)及び項目別修正評定点表(第10号様式)に記載し、これらを土木等請負工事成績評定の修正結果とする。

附 則

この実施細目は、部長決定の日から施行し、平成19年11月1日以降に契約を締結する請負工事に適用する。

附 則

1. この細目は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に竣工検査を行う請負工事に適用する。
2. この細目は、豊島区事案の決定等に関する規程(平成17年豊島区訓令甲第2号)第3条及び第4条の規定により、土木担当部長の決定区分とする。
3. この細目の施工前にこの細目による改正前の豊島区土木等請負工事成績評定基準実施細目の規定によりした処分、手続その他の行為は、この細目による改正後の豊島区土木等請負工事成績評定基準実施細目によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この細目は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に竣工検査を行う請負工事に適用する。

別 表

評定項目別運用表

別表

様 式

土木等工事成績評定表	第1号様式
工事成績評定項目別評定表(基本的な技術力と成果の評価)	第2号様式
工事成績評定項目別評定表(技術力の発揮)	第3号様式
工事成績評定項目別評定表(創意工夫と熱意)	第4号様式
工事成績評定項目別評定表(社会的貢献)	第5号様式
工事成績評定項目別評定表(法令遵守等)	第6号様式
改善指示書	第7号様式

改善命令書
土木等工事成績評定修正表
項目別修正評定点表

第8号様式
第9号様式
第10号様式